

日本帝國修身鑑  
尋常小學校  
生徒用  
一

202

146  
76

不認定等

K120.1  
50  
1

K 120.1

50

1

北村禮藏編輯

日本帝國修身鑑

明治廿六年  
第七月刊行

北村氏藏版

日本帝國修身鑑

例言

- 一 此書ノ主要ハ盡ク 勅語ニ準據ス故ニ童ニ小學生徒ノミナラス日本臣民タル者ノ共ニ遵守スヘキ者ナルヲ以テ特ニ日本帝國修身鑑ト題ス
- 一 此書 勅語中ノ孝悌忠信ヲ主トシ就中重キヲ孝道ニ措ク所以ハ孝ハ萬善ノ本諸行ノ由テ生スル所ニシテ孝道ノ根本鞏固ナレハ諸行ノ枝葉ハ自ラ繁茂スト知ルヘシ
- 一 此書 勅語ヲ反覆教授スルヲ以テ自ラ重複ナキヲ免レス然レドモ易ヨリ難ニ入り簡ヨリ繁ニ進

ムノ順序ナレバ是亦已ムヲ得サルモノトス

一 每章 勅語ニ曰クヲ掲クル所以ハ後來我國ノ修身ハ 勅語ニ據ラサルベカラサルノ意ヲ貫徹セシムルニ外ナラズ

一 勅語ノ前ニ於テ 皇祖ト國體トノ事ヲ舉グル所以ハ元來日本臣民タル者ノ晨ニ記臆スヘキ事ニシテ 勅語ヲ待テ後知ルベキ者ニ非ス然ルニ近世動モスレハ自國ヲ輕視シ他國ヲ敬慕スルノ風アルハ全ク自己ノ國體如何ト 皇祖ノ恩威如何トヲ識ラサルニ歸因セズンバアラス是微意ノ存スル所トス

一 此書專ラ事實行為ヲ了解セシムルニアリテ文字ヲ教ユルノ主意ニ非ズ然レドモ書中少シニテモ生徒自ラ讀得ル文字アル時ハ大ニ心ニ樂ミヲ生ズル者ナルヲ以テ第十五課迄ハ片假名ヲ以テ之ヲ書ス是讀書入門ノ順序ニ從フ者トス

一 書中難字ニハ大抵假名ヲ施ス所以ハ生徒文字ヲ覺ヘル為メニ多ク腦カヲ費シ却テ事實ニ疎漏ヲ來スガ如キハ修身教授ノ本旨ニ非ズ故ニ文字ノ如キハ之ヲ讀書科ニ讓ル

一 一年生二年生ニ於テ 勅語中要用ノ語ニ就テ之ヲ摘授シ三年生ニ至リ 勅語ノ全體ヲ概説シ四

年生ニ至リ諸徳雜箴ヲ交互摘示シテ以テ勅語ノ意ヲ鞏固ナラシム

一此書力ノテ課目ヲ減シ時間ニ餘裕ヲ與フルハ專ラ反覆丁寧ヲ要シ其多ニシテ疎ナランヨリハ寧ロ寡ニシテ精ナランコトヲ欲スレバナリ

一普通科ノ教授ハ素ヨリ男女ノ區別ナシト雖モ其性質上ヨリ之ヲ考フレハ多少差違ナキ能ハス故ニ間々女子訓誡ノ條ヲ挿入スルハ編者ノ婆心ニ外ナラズ

# 日本帝國修身鑑卷之一

生徒用

## 北村禮藏編

### 第一章

#### 第一課

書ヲヨムトキノコ、口エ

スベテ。書ヲヨムトキハ。心ヲシヅメ。身ヲ正クスベシ。

第二課

修身トハ。身ヲオサムルコト。  
 身ヲオサメント欲セバ。マ  
 ツ。ソノコ、ロヲ。タビシク  
 スベシ。  
 古人モ。心正フシテ。ノチ。身オ  
 サマルトイヘリ。

菅原道真公之像



そなたにこそこの  
 みににかかろしなげ  
 いのちをまかせま  
 かみやまのらん

第三課

皇祖  
クワウツ  
オホミオヤ

天テラス。オホミ神ニシテ。  
ソノトク。クワウダイナル  
ニヨリ。ユレヲ日ニ配シ。稱  
シテ。日神トマラス。

天照太皇神孫ノ器賜  
アマテラス オホミ カミ ソン サン キ マ  
ツクワウツ



國體コクタイ

第四課

ワガクニハ。神代ノムカシ  
 ヨリ。今ニイタルマデ。アマ  
 ツ日ツギハ。カハルコトナ  
 ク。地球チキウ上シヤウナラビナキクニ  
 トシルベシ。

伊弉諾イサノ伊弉册イサヒノ神カミノ橋ハシ立タテ給タマ  
 伊弉册イサヒ伊弉諾イサノニ天アマ浮ウキキチニ



皇本帝國修身録 卷之二

七寸版



勅語チヨクゴ

第五課

明治二十三年十月。  
 今上天皇ノミコトノリニ  
 シテ。ワレ等人民ノトモニ  
 ツ、シミ。マモラネバナラ  
 ヌモノデアリマス。

今上天皇コンシヤウヲ勅語チヨクゴ大臣シサツ給タマフケヘ大語ダイゴ



第二章

第六課

勅語ニ曰ク我臣民克ク忠ニ。

忠トハマコ、口ヲ以テ國

古語ニ曰ク君ニツカヘテヨ

クソノ身ヲ致ス。

和氣清宇廟詣神ヲ  
請勅リニ佐磨

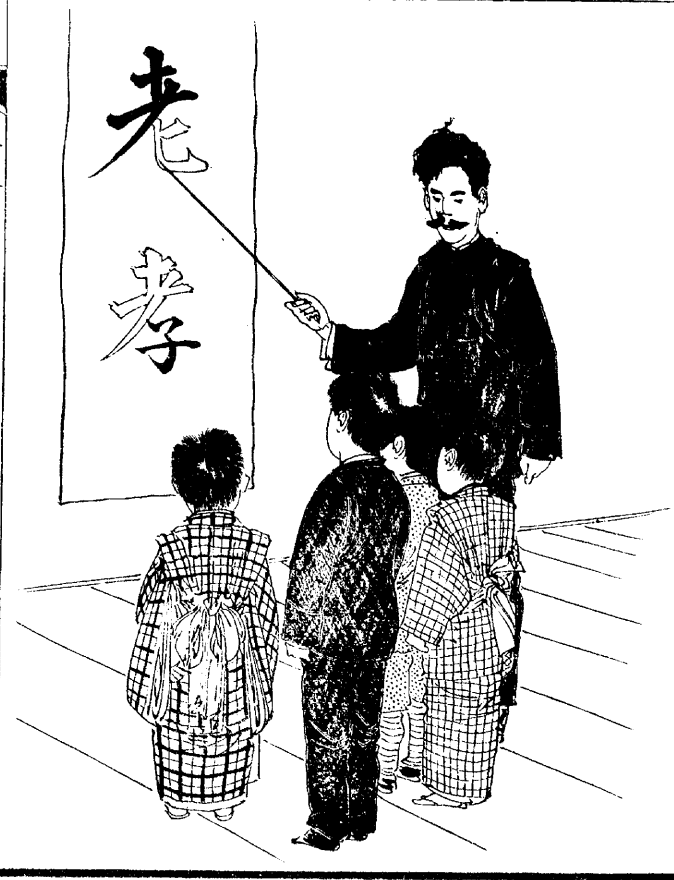


第七課

孝

孝トハ。父母ノコ、口ヲヤ  
 スンズルニアリ。  
 爾雅ニ曰ク。ヨク父母ニツカ  
 フルヲ孝トイフ。

教師<sup>キョウシ</sup>ノ孝<sup>コウ</sup>ノ字<sup>ジ</sup>ヲ説<sup>セツ</sup>明<sup>メイ</sup>ス  
 ナ



第八課

父母ノコ、口ヲヤスンゼン  
 ト欲セバ。ツネニ。父母ノカ  
 タハラニ居テ。ウヤマヒ。ツ  
 カフベシ。  
 古語ニ曰ク。父母イマセバト  
 ヲク。アソバズ。

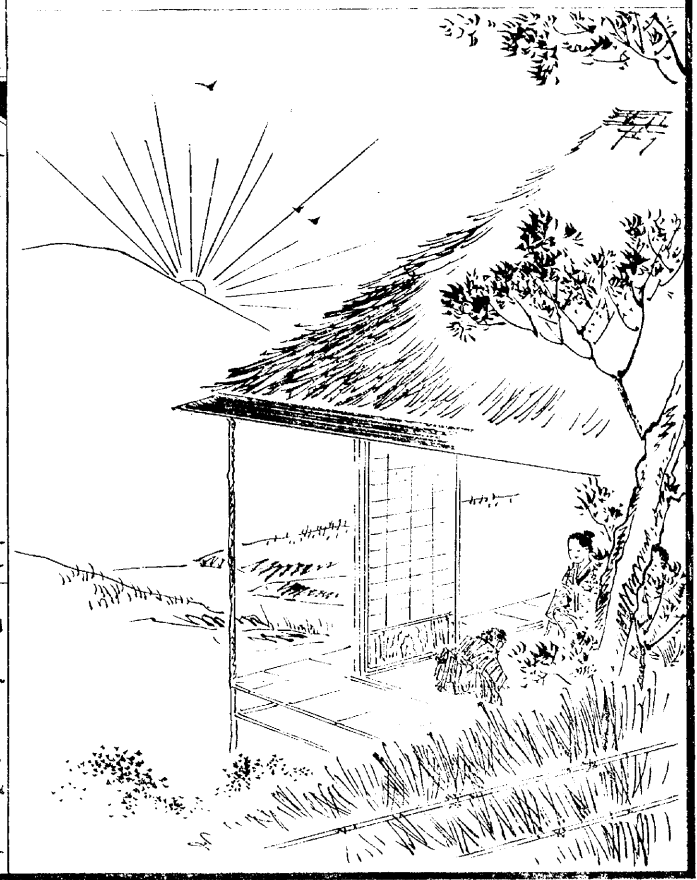
安藝國  
 山縣郡  
 有留村  
 才兵衛  
 十歳ノ  
 頃ヨリ  
 ヲク父  
 母ニ事  
 フ



第九課 晨省昏定

朝ハヤク起カホヲアラヒ。衣服ヲト、ノヘ。父母ノキゲンヲ伺ヲ。晨省トイヒ。夜ハオソク寐。父母ニアイサツスルヲ。昏定トイフ。

久留原賀庄次郎時省  
久留原賀庄次郎時省  
久留原賀庄次郎時省



第十課

父命ジテ召バ唯シテ諾セズ。  
父召タマヘバ。タビチニユ  
クベシ。親ニツカフルノ道  
ハ。男女。コトナルコトナシ  
トイヘドモ。女子ハ。トリワ  
キ。スナホナルベシ。

中田幾  
三郎ノ  
娘タツ  
十一歳  
ニテ母  
ノ病ヲ  
看護ス



出<sup>イッ</sup>レバ<sup>カテラス</sup>必<sup>コク</sup>告<sup>カヘ</sup>シ。反<sup>カヘ</sup>レバ<sup>カテラス</sup>必<sup>イ</sup>面<sup>イ</sup>ス。

學校<sup>カテラス</sup>へユクトキ。又<sup>カヘ</sup>ハ。反<sup>カヘ</sup>シ

トキハ。必<sup>カテラス</sup>父<sup>カヘ</sup>母<sup>カヘ</sup>ニ。ツグベシ。

途<sup>ト</sup>中<sup>ナツ</sup>ニテ。アソブベカラズ。

モシ。遊<sup>アソブ</sup>ント思<sup>オモハ</sup>バ。一<sup>イッ</sup>旦<sup>タン</sup>カヘ

リテ。父<sup>ユルシ</sup>母<sup>シ</sup>ノ許<sup>シ</sup>ヲウクベシ。

安<sup>ア</sup>藝<sup>キ</sup>國<sup>クニ</sup> 桂<sup>カヅ</sup>村<sup>ムラ</sup>ノ 農<sup>ノ</sup>貞<sup>サダ</sup>石<sup>イシ</sup>ノ 衛<sup>ヱ</sup>門<sup>カド</sup>ノ 二<sup>ニ</sup>男<sup>オトコ</sup>傳<sup>デン</sup>ノ 藏<sup>ザウ</sup>遊<sup>ユウ</sup>戲<sup>キ</sup>ニ 耽<sup>タム</sup>ラズ 母<sup>ハハ</sup>ノ 病<sup>ヤマイ</sup>ニ 侍<sup>シ</sup>ス



第十二課

往<sup>ユク</sup>ニ。コミチニヨラズ。

丸<sup>オヨク。ミチ</sup>路<sup>チ</sup>ヲユクトキ。牛<sup>ウシ</sup>馬<sup>ウマ</sup>人<sup>ジン</sup>力<sup>リキ</sup>

車<sup>シヤ</sup>又<sup>マタ</sup>ハ馬<sup>バ</sup>車<sup>シヤ</sup>等<sup>トウ</sup>ノキタルト

キハ。早<sup>ハヤ</sup>クサクベシ。路<sup>チ</sup>ハ近<sup>チカク</sup>

トモ。畔<sup>アゼ</sup>路<sup>ミチ</sup>等<sup>トウ</sup>ヲ往<sup>ユク</sup>ベカラズ。

古語ニ曰ク。君子ハ危<sup>アヤシ</sup>キニ近<sup>チカ</sup>

ヨラズ。

イタヅ  
ラナル  
童子親<sup>オヤ</sup>  
ノ誠<sup>マコト</sup>ヲ  
キカス  
泥<sup>ドロ</sup>田<sup>タ</sup>へ  
スベリ  
込<sup>フミ</sup>シ  
所<sup>トコロ</sup>



皇清國參事益  
卷六  
世に少く痛席



第十三課

父<sup>アイ</sup>母<sup>モ</sup>愛<sup>アイ</sup>シタマヘバ。喜<sup>ウレシ</sup>ビテワ  
 スレズ。父<sup>チチ</sup>母<sup>ハハ</sup>惡<sup>ニク</sup>ミタマヘバ。オ  
 ソレテウラムルコトナシ。  
 父<sup>チチ</sup>母<sup>ハハ</sup>ノ恩<sup>オン</sup>ハ。海<sup>ウミ</sup>ヨリモフカ  
 ク。山<sup>ヤマ</sup>ヨリモタカシ。海<sup>ウミ</sup>山<sup>ヤマ</sup>ハ  
 カギリアレドモ。父<sup>チチ</sup>母<sup>ハハ</sup>ノ恩<sup>オン</sup>  
 ハ。カキリナシ。父<sup>チチ</sup>母<sup>ハハ</sup>ノ教<sup>オシヘ</sup>ハ

ソムクベ  
 カラズ。父  
 母<sup>ハハ</sup>ノ誠<sup>マコト</sup>メ  
 ハ。ツ、シ  
 ミテ。ワス  
 ルベカラ  
 ズ。

趙簡子<sup>チウケンシ</sup>の二子<sup>ニコ</sup>人<sup>ヒト</sup>の  
 子<sup>コ</sup>の誠<sup>マコト</sup>訓<sup>ツケ</sup>の語<sup>ゴ</sup>を授<sup>タガサ</sup>け其<sup>ソノ</sup>賢<sup>トク</sup>を  
 試<sup>シ</sup>む



第十四課

傷<sup>シヤウ</sup>身<sup>シン</sup>體<sup>タイ</sup>髮<sup>ハツ</sup>膚<sup>フ</sup>父<sup>フ</sup>母<sup>モ</sup>ニウケ。敢<sup>アエ</sup>テ毀<sup>キ</sup>  
 我<sup>ワガ</sup>身<sup>ミ</sup>ハ。父<sup>フ</sup>母<sup>モ</sup>ノ。始<sup>ジ</sup>メナリ。  
 ヘル。カラダナレバ。カリソ  
 メニモ。ツ、シミニ。ツ、シ  
 ミヲ。クハヘ。身<sup>ミ</sup>ヲ大<sup>ダイ</sup>切<sup>セツ</sup>ニ保<sup>タモ</sup>

古<sup>コ</sup>人<sup>ジン</sup>モ。父<sup>フ</sup>母<sup>モ</sup>  
 在<sup>イマ</sup>セバ。敢<sup>アエ</sup>  
 テ。我<sup>ワガ</sup>身<sup>ミ</sup>ア  
 リトセズ  
 トイヘリ。

官<sup>クワン</sup>崎<sup>サキ</sup> 均<sup>クワン</sup>圃<sup>ポ</sup> 幼<sup>ユウ</sup>時<sup>ジ</sup> 灸<sup>キウ</sup>す るこ 母<sup>モ</sup> 問<sup>モン</sup> ひよ 答<sup>コタ</sup>ふ



第十五課

烏<sup>カラス</sup>ニ<sup>ハシ</sup>反<sup>ホ</sup>哺<sup>カウ</sup>ノ孝<sup>ク</sup>行<sup>ク</sup>アリ。

カラスハ<sup>ツネ</sup>常<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>惡<sup>ニク</sup>ムト

リナレドモ<sup>オヤ</sup>親<sup>ノ</sup>恩<sup>ヲ</sup>

ワスレズ<sup>セイ</sup>成<sup>チヤウ</sup>長<sup>ノ</sup>後<sup>ハ</sup>親<sup>ヲ</sup>

ヤシナヒカヘス<sup>トリ</sup>リデア

リマス。

古語ニ曰

ク。人トト

シテ。ト

リニシ

カガナル

ベケン

ヤ。

子<sup>コ</sup>鳥<sup>カラス</sup>親<sup>オヤ</sup>鳥<sup>カラス</sup>反<sup>ホ</sup>哺<sup>カウ</sup>す



第三章

第十六課

勅語ニ曰ク兄弟ニ友ニ

兄弟ハ父母の血肉をわけ

同根連枝のものにして其

氣の連ることなほ十本の

ゆびのごとくなればたが

ひになかよく。またむべ

田兄三紫樹枯すを驚く  
真弟人荊の死を見



鳩はと

に。三枝さんしの禮儀れいぎあり。第十七課  
兄は父に次ぎて貴たつとび敬うやまふ  
べし。よく兄に事へてもと  
らざるを。懐なつこいひ。弟を愛あひ  
して。むつまじきを。友ともこい  
ふ。鳩は鳥なれども。よく長なが

筑上ちくかみ郡ぐん分庄ぶんしやう衛兄ゑいけい事ことな  
後妻ごつま本村もとむら右門みぎかどにへへ悌ていり



幼の禮を志れり。  
古語に曰く。兄弟は左右の手  
の如し

第十八課

莊子に云く。人の兄たるものはよく。其弟を教ゆ。兄は弟を愛し。いたはり。言  
ところ。れこなふところ。弟

北條 泰時 諸弟に 産を ちか 与ふ



の手本てんぽんとなるやうむつま  
しく。たしへみちびくべし。  
弟あにこころにもならば。身  
の立つやうにすべし。

第十九課

兄弟は。女子も。男子も。ここな  
ることなしといへども。父  
母に孝行なる女は。よめい

張公藝ちやうこうげい  
九世同  
居唐の  
高宗に  
忍みんの字  
百餘を  
書して  
奉る



りしたる後も。必舅姑によ  
くつかへ。家にあるとき。姉  
妹と。なかよくして。義おれ  
ば。よめいりしてのちも。か  
ならず。あいよめと。よく。  
たりむものなり。

第四章  
第二十課

後漢の陳雷と義常に苦を共にす





勅語ニ曰ク。朋友相信ジ。

朋友の間。信を主とし。禮を以て交るべし。禮あつければ。争ひなし。喧嘩口論は。必無禮よりたこる。人に交るに。禮義正く。丁寧なれば。人と我との間。滞りなく。和ぎ睦きものなり。

第二十一課

いとけなき時より。心ばへ。やさしく。すなほなる友に交るべし。かりりめにも。みだりがはしき友に近よるべからず。水は方圓のうつはに。志たがひ。人は善惡の友によるといへり。

護ごを痢りい為ため玃き人舉と吳ご  
 す者かん病びやうにが羅ら友と廷てい



日本書紀卷之十一 聖德太子本 藤原

古語に曰く其人を知らんと欲せば其友を見よ。

第二十二課

友とは其徳を友とするなり。挟むことあるべからず。人と友たらんと欲せば先づ其人の徳を見て交るべし。我に長ずる所ありとも。

日本書紀卷之十一 聖德太子本 藤原

貴たつとき位くらゐあり威あつりとも威あつ勢せつあり兄あに弟あにありとともも決けつししてて色いろにに顯あつはすすべべかかららずず唯ただ先さきのの人ひと

藤原ふじはら忠平あきら常つねにに菅原すがはら道真みちまことのの謫しやく所ところにに信しん問もんをを通とおすす



の徳とくを敬うやまひ交まじるべし。若わ色いろににああららははしし。ああるるひひはは。人ひとににたたごごるる心こころああるるときときはは。徳とくああるる人ひとはは。友ともななはは。ぬぬ者ものなり。

第二十三課

支那しな唐たうの代よにに董たう召しやう南なんといいへへるる人ひとありあり。家かにに畜かふとところころのの犬いぬ子こををららみみししがが。食くををももとと

めて。他處たところにいつることきは。鶏けい來りて。蟲むしを。ついで。は。み。犬いぬの。子こに。おた。ふれ。ごも。

鶏翼けいよくを以もつて。犬いぬの子こを覆おほひ。親おやの。犬いぬの。歸かへり。を待まちつ。



巽川村藏版

くらは。は。ざ。れば。鶏けいかな。い。み。う。れ。ひ。て。已おのが。つ。は。さ。を。以もつて。犬いぬを。覆おほひ。母はは犬いぬの。か。へ。る。を。待まちし。とい。へ。り。これ。一。家。の。う。ち。に。畜かは。れ。た。る。を。以もつて。共。に。友。義。を。つ。く。す。もの。とい。ふ。べし。

第二十四課

孟子曰く善を責るは朋友の道なり。

善人と同じく處れば。日々  
に。よき教へをき。悪人に  
志たがひあつべば。日々に  
よこしまのこゝろを生ず。  
麻間のよもぎは。たすけざ  
れ。ごも。たのづから直し。白

沙縹に入  
れば。了め  
ず。して。た  
のづから  
黒し。  
古語に曰く。  
忠告して。善

後漢の戴  
良黄憲を  
見ると。毎  
に。罔然と  
失す。自ら



導たうし。きかざれば止やむ。自みづから辱はづむること母なれ

第二十五課

朋友の交りは。仁をたすくる。徳に。して。信を以て。司つかさどる。習ひなるに。友の。我に。信を以て。來り交らむことを願ねがふ。如く。先づ。こなたより。信を

徐ぢよ揚やが。賀が尉ゑいに。貶へんら。送おくる。臨りん憑ひょうの。に。せ。る。を。晦くわい



新編 皇極經世一 卷之一 五十一 地 林 瀧 版

ほどこい交るべし。然るに。人には。信をもちきたれかし。といひて。我より。更に信を守り。交ることを知らぬ人多し。

第五章

第二十六課

勅語ニ曰ク夫婦相和シ

むをにきに田の卻  
進食夫蹲畦妻缺



日本書紀卷之十一 五十三 七寸 載 版

夫は和義を以て妻をいざ  
なふを道とす。和とは親み  
和合する徳なり。義とは道  
理ふ志たがひて非道をえ  
らびすつる徳なり。  
禮に曰く夫婦和するは家の  
肥るなり。

第二十七課

妻は順正の二徳を以て夫に  
事ふるを本とす。順とは心  
たて柔和にしてもの言ひ  
顔ふり立ふるまいまでも  
やはらかに志たがふ徳な  
り。正とは義理作法をた  
しく守り人にたごりたか  
ぶることなき徳なり。



三宅尚 齋の妻 田代氏 夫の留 守中困 苦して 姑及び 二子を 養育す



禮に曰く。和順中に積て英華外に發す。

第二十八課

家を善く保つと。保たざるとは。夫の徳不徳のみにあらず。又妻の行ひの善惡によるものなり。古人も家貧くして。良妻を托もふとい

ひけるも 宜なり。夫 是外をた さはめ。妻は 内をたさ むるが職 分なり。夫 勤儉

湯浅の 氏の 妻溜の 璃夫の 病を 看す 護す



なれども。妻も一放逸に して。たこたりつとめず。たご りて儉やくなれば。家 をたもちがたきものこ するべし。

日本帝國修身鑑 卷之一 北村禮藏 六十

日本帝國修身鑑卷之一 生徒用

版權所有  
明治廿六年七月廿九日印刷  
全 年八月一日發行



編 兼發行 輯  
神奈川縣三浦郡三崎町字日出拾壹番地  
北村禮藏

印刷者  
東京市神田區錦町三丁目拾番地  
新山七之助

賣捌所  
東京市足根橋區本町四丁目拾六番地  
文學社

